

お知らせ

2020年9月4日  
九州電力株式会社

玄海原子力発電所使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る  
原子炉設置変更許可申請書の補正書を提出しました  
— 規則改正及び国の審査内容の反映による変更 —

当社は、玄海原子力発電所における使用済燃料の貯蔵余裕を確保するにあたり、3号機の使用済燃料プールの貯蔵能力変更に加え、貯蔵方式の多様化を図るため乾式貯蔵施設を設置することとし、2019年1月22日に、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出するとともに、佐賀県及び玄海町へ安全協定に基づく事前了解願いを提出しました。

(2019年1月22日お知らせ済み)

この度、乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請書について、規則の改正やこれまでの国の審査内容を反映し、本日、同委員会へ補正書を提出しました。

また、佐賀県及び玄海町へ提出していた事前了解願いについても、本日、同様に補正の手続きを行いました。

【主な補正内容】

- 原子力規制委員会による規則改正等<sup>※</sup>に伴う記載の変更
- 設計内容の一部変更

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

以上

※「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の改正、「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」の施行（平成31年4月2日）並びに「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正（令和2年4月1日）



「快適で、そして環境にやさしい」  
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。  
それが、私たち丸電グループの思いです。